

令和 6 年 3 月 19 日 臨時教育委員会 会議録			
1 開催日時及び場所			
・ 令和 6 年 3 月 19 日（火） 14 時 30 分 ～ 16 時 00 分			
・ 1703 会議室			
2 出席者			
教育長	堀 貴 雄	事務局職員	
委 員	竹 中 裕 紀	副教育長	富 田 剛
委 員	野 原 正 美	参与兼義務教育総括監	香 田 静 夫
委 員	村 上 啓 雄	教育次長	中 川 敬 三
委 員	打 江 記 代	教育総務課長	関 谷 英 治
		教育総務課教育主管	秋 場 毅
		教育総務課教育主管	星 野 健
		義務教育課長	青 木 孝 憲
		高校教育課長	中 村 有 希
		高校教育課教育主管	高 木 岳
		特別支援教育課長	高 井 深 雪
		特別支援教育課管理監	守 屋 朋 伸
		教育研修課長	棚 橋 武 司
		学校安全課長	酒 井 猛
		学校安全課生徒指導企画監	大 和 谷 淳
		教育管理課長	嶋 崎 敏 幸
3 議事日程等			
報第 1 号、議第 1 号、議第 3 号、議第 10 号について、非公開とすることを決定			
4 会議録			
令和 6 年 3 月 1 日開催の定例教育委員会の会議録を承認			
5 審議の概要			
別添のとおり			

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
議第 2 号 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	
教 育 総 務 課 長	令和 6 年度組織改正に伴い所要の改正を行うものである。主な改正内容は 3 点あり、1 点目として、高校教育課に高校入試に関する事務を専門的に分掌する「高校入試係」を設置する。2 点目として、特別支援教育課の「特別支援教育企画係」を「教育企画係」に、「発達障がい教育係」を「教育支援係」に変更する。また、教育財務課の「施設第一係」を「整備推進係」に、「施設第二係」を「特別支援学校整備係」に変更する。これらは、係の分掌をわかりやすく表記するために変更するものである。 3 点目として、教育総務課内の課内室である教育対策調整室を廃止する。教育対策調整室は、令和 2 年度に設置して以降、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、学校運営にあたり、感染状況に応じた学習活動や学校行事等の実施方法について指導助言を行うなどの中心的な役割を担ってきたが、コロナが 5 類に移行したことを契機に、今後は学校保健を所管する体育健康課が担うこととし、当室を廃止する。施行日は、令和 6 年 4 月 1 日付けと考えている。
村 上 委 員	教育対策調整室の廃止について、もし、新たな感染症が出てきた場合は、臨機応変に存置について検討するという理解でよいのか。
教 育 総 務 課 長	ご指摘のとおり、新たな感染症が出てきた場合は、司令塔となる組織を設けて対応していきたいと考えている。
打 江 委 員	高校教育課に「高校入試係」を設置するとあるが、入試のデジタル化との関係はあるか。
教 育 総 務 課 長	ご指摘のとおり、入試の D X 化を進めていくとともに、将来的に入試制度改革に取り組んでいかなければならない。業務が増えつつある中で、専門的な組織を設け対応していこうと考えている。
教 育 長	議第 2 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第 4 号 令和 7 年度岐阜県立高等学校入学者選抜について	
高 校 教 育 課 長	例年は高校入試を実施する年度の 4 月の定例教育委員会会議でお諮りしていたが、年度内に受検生や中学校、高校にお知らせしたいと考えお諮りするものである。 令和 7 年度入試の日程において、令和 6 年度入試と同様に第一次選抜及び追検査の日程間隔を中 5 日間空け、第一次選抜を令和 7 年 3 月 5 日とし、追検査を令和 7 年 3 月 11 日とした。なお、この追検査は、新型コロナウイルス感染症以外にもインフルエンザに罹患する等のやむを得ない理由によるものや、月経随伴症状等を含む体調不良により検査を受検できなかった受検生のうち、追検査措置の希望者を対象としている。 また、出願の時期については、今年度実施している W e b 出願の状況を踏まえ、来年度決定する。 最後に、現在行われている入学者選抜の進捗状況について申し上げる。オンライン出願、入学考査料のキャッシュレス決済、調査書の電子送信など、初めて実施することが多くあった中で、現時点まで順調に実施できていることを申し添える。

教 育 長	議第 4 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第 5 号 「令和 7 年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考について」及び「令和 7 年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜について」	
特別支援教育課 長	特別支援学校については、特別支援学校高等部における入学者選考検査と高等特別支援学校における入学者選抜検査の 2 種類の検査がある。 まず、「令和 7 年度特別支援学校高等部入学者選考」の日程について説明する。令和 7 年度の特別支援学校高等部入学者選考検査については、検査日を令和 7 年 2 月 13 日に設定する。また、従来どおり、特別な事由により選考検査を受検できない生徒に対し、令和 7 年 3 月 28 日までに「特別な事由による検査」を行う。 続いて、「令和 7 年度高等特別支援学校入学者選抜」の日程については、検査日を令和 7 年 1 月 22 日に設定する。 また、追検査については、本検査と追検査の日程間隔を 5 日間空けることとし、令和 7 年 1 月 28 日を追検査日として設定する。 なお、この追検査は、新型コロナウイルス感染症の他にインフルエンザに罹患する等やむを得ない理由により検査を欠席した受検生のうち追検査措置を希望する者についても、従来どおり対象としていることを申し添える。
教 育 長	議第 5 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第 6 号 令和 7 年度県立特別支援学校における学科改編について	
特別支援教育課 長	本議案は、岐阜県立岐阜聾学校の高等部専攻科課程において、情報処理科の募集を停止し、ビジネス科を新しく設置することをお諮りするものである。 岐阜聾学校では、令和 4 年度入学生より、高等部全日制の課程における 2・3 年生の 5 系列のうち「情報処理系列」の教育課程を見直すとともに、系列名を「ビジネス系列」に改めた。 高等部専攻科には「情報処理系列」よりもさらに高度な内容について学ぶことのできる「情報処理科」があるが、「ビジネス系列」からの学びの系統性を確立するため、令和 4 年度入学生が専攻科に入学する初年度にあたる令和 7 年度より、従来の「情報処理科」「理容科」に「ビジネス科」を新たに追加するとともに、「情報処理科」の募集を停止したいと考えている。 専攻科とは、高等部の 3 年間全日制を卒業後、あと 2 年間引き続いて、聴覚障がいに対する合理的配慮を受けながら、より専門的な知識を職業技術習得するための課程として、2 年間の課程を設けるというものである。専攻科には、現在、理容科と情報処理科がある。
教 育 長	議第 6 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第 7 号 岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について	
特別支援教育課 長	本議案は、岐阜聾学校の学科改編に伴い、岐阜県立特別支援学校管理規則について所要の改正を行うとともに、その他所要の規定の整理を行うためのものである。
教 育 長	議第 7 号について、挙手により採決する。

教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第 8 号 第 4 次子どもかがやきプランについて	
特別支援教育課 長	第 4 次子どもかがやきプランを資料のとおり策定することについてお諮りする。委員の皆様には、事前にお送りした「第 4 次子どもかがやきプラン」（案）にお目通しいただき、ご意見もいただきましたこと感謝申し上げます。いただいたご意見も反映して検討を進め、本日の資料となっている。策定の趣旨、理念等は先日の勉強会において説明させていただいたので、本日は主な取組内容について説明させていただく。 本計画は、第 4 次岐阜県教育振興基本計画の「施策Ⅳ『学びの多様なニーズに応える環境』の充実」「21 特別支援教育の推進」に挙げた 3 つの課題を政策の 3 つの柱に置き、それぞれの政策に対し、より具体的な取組を紐づけて全体を整理した。 各政策の取組みについて説明する。現行の「新子どもかがやきプラン」から継続している取組みもあるため、ここでは本計画から新たにに取り組むものを中心に説明申し上げます。 まず、政策Ⅰ「多様なニーズに応じた学びを支える学習環境の整備」について、取組①「学びを支える環境の整備」として、令和 3 年に公布された特別支援学校設置基準を踏まえ、設置基準を満たすため、教室や運動場といったハード面の整備を進めていく。取組②は「高等特別支援学校機能の整備」で、未整備の東濃地域、飛騨地域への展開を引き続き進めていく。取組③「特別支援学校児童生徒の通学支援」として、令和 3 年に施行となった医療的ケア児支援法に基づき、医療的ケア児の通学支援について検討を進めたいと考えている。令和元年度より、看護師の同行により、保護者の付き添いを不要とする校外学習の実施実績を積んできたため、その成果や課題を踏まえての検討や他県の先行事例の調査などを重ね、当県の実情に合った通学支援の在り方を模索し実施を目指す。 次に、政策Ⅱ「多様なニーズに応える学びの場の充実」について、取組①「発達障がいのある児童生徒の学びの充実」である。これまでの推進を継続し、高校通級の県内全域の整備を進める。令和 7 年度には全域で開始できる予定である。取組②「視覚障がい・聴覚障がいのある児童生徒の学びの充実」について、これまでも発達障がいや聴覚障がいのある幼児児童生徒に対する県内全域での支援体制の構築を進めきた。その継続とともに、新たに、視覚障がいのある児童生徒への支援体制の整備を始める。視覚支援の専門性において、県内で最も高い岐阜盲学校を拠点とした通級による指導体制を構築したいと考えている。取組③「ICTを活用した学びの充実」について、中でも入院高校生への支援体制の充実を図る。これも、現行のプランの中でも進めてきたが、これまでの同時双方向型のオンライン授業に加え、治療や体調を考慮して柔軟に授業が受けられるオンデマンド型の遠隔教育の在り方を研究、整備を進める。取組④「社会へつなぐ職業教育・就労支援の充実」について、令和 5 年度からの法定雇用率の引き上げにとともに、雇用の需要は伸びると思われるため、これまで以上に企業・関係機関と連携を図り、人材に対するニーズの把握にも努めながら、職業教育の質を高めていきたい。取組⑤「医療的ケアを必要とする児童生徒の学びの充実」について、これは、特に地域の小中学校等に在籍する医ケア児の支援に視点を置いた内容になっている。なお、この項目については、委員からのご意見として、指導医や主治医との連携のみならず、医師会や、病院協会など関係団体との普段からの情報共有や、有事の対応マニュアルの申し合わせ等、連携強化の必要性をご指摘いただいた。大変重要な視点と捉え課内で再検討し、これまで、県の医療的ケア実施要項の策定や改定の際には、医師会に出向き、その趣旨や内容を説明し周知をお願いしてきた。また、伺った折には専門的なご助言をいただくこともできありがたく存じる。 今後さらに密な連携を図りながらお力をいただきたい。また、有事の対応マニュアル等、各学校において作成しているが、各校にお任せしているのが現状である。今後、県としての把握や取りまとめ、各地域の関係団体との連携の在り方などの方向性を、まずは「医療的ケア運営協議会」において話題にし、検討を進めたいと考え、ここでの具体的な記載は控えさせていただくことにした。取組⑥「交流及び共同学習の推進」について、居住地校交流や共同学習はコロナ禍には制約受けたが、結果、その重要性や有効性を再確認することになった。実施回数もコロナ禍以前に戻ってきている。今後更にその趣旨や意義の理解啓発に努め、交流の質の向上を図っていく。また、文部科学省が推進しようとして

	いる、より発展的な「インクルーシブな学校運営モデル」の創設について先行事例の調査や検討を始める。 取組⑦「切れ目ない支援体制の整備」について、これまでの継続になるが、近年、特別支援教育を求める幼児児童生徒の増加傾向が顕著な中、学びの場が変わっても適切な支援が引き継がれるネットワーク強化はますます重要になる。 次に3つ目の柱、「政策Ⅲ 学びの場を支える教員の専門性の向上」について、ここでの取り組みは大きく2つあり、研修の充実と、コア・スクールの活用である。大枠はこれまでの取組の継続となるが、人材育成は非常に重要な課題と捉えているので、より効果のある研修内容、仕組み作りに努めていく。 本日、この「第4次子どもかがやきプラン」について可決いただければ、これを県のHPに公開するとともに、小・中学校を始め各学校及び関係機関に周知したいと考えている。
打 江 委 員	⑥「交流及び共同学習の推進」について、障がいのある児童生徒のみならず、周りの児童生徒にも障がいに対する理解を深めていくことがインクルーシブな社会に繋がっているのではないかと。このことについて、ぜひ、小中学校、高校に広めていただきたい。 また、⑦「切れ目のない支援体制の整備」について、幼稚園、小、中、義務教育学校、高等学校と連携し、切れ目のない支援体制を整備することは素晴らしいことだが、高校で留まることなく、社会までつなげていただくことが必要だと考える。
特別支援教育課長	1点目については、委員ご指摘のとおり、特別支援学校主体の交流学習といった傾向があった。今後、交流学習を実施するにあたり、小・中学校にとってどのような目的があるのか、またはどのような効果があったのか等を検証するとともに、好事例を発信していきたい。 2点目については、これまでも職業教育の中で課題になっていたことである。在学期間中から「障がい者就業・生活支援センター」との連携を密にし、卒業後の生活面、就労面を共に支援できる体制の整備を図っていきたい。
教 育 長	議第8号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第9号 教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について	
教 育 管 理 課 長	今年度最も忙しかった5月で見ると、時間外が月45時間を超える教員の割合は、未だ19%という状況にある。また、来年度に向けた喫緊の課題としては、優秀な教職員の確保に向けて、職場環境の改善による教職の魅力回復が急務であるとともに、ICTの活用など新しい働き方を定着していく必要がある。 こうした状況を踏まえ、今回のプランでも引き続き、学校行事等の業務の見直しや業務の偏りの解消に取り組みながら、ICTの活用や「チーム学校」、部活動改革を重点として、取組みを進めていく。 次に主な取組みについて申し上げる。まず、1「長時間勤務・多忙化解消等の働きやすい環境づくりの関係」について、令和7年度からの1年単位の変形労働時間制の導入や、年次休暇の取得期間変更の周知など、休みやすい環境づくりに向けた取組みも進めていく。野原委員、打江委員からご意見をいただいたように、1年間かけて教職員に対して丁寧説明していく。 また、村上委員からご指摘・ご助言いただいた部分について、時間外に在籍した時間が月45時間以上となる教職員には管理職が面談して改善策を事務局に報告する事後検証の仕組みについて、「管理職等が当該教職員と面談し」と明記した。 続いて、「ICTの活用」では、高校入学選抜においてデジタル採点システムやWeb出願システムを引き続き活用するほか、県立特別支援学校に校務支援システムを導入する。また、新たに事務局が学校宛てに送付する文書を、教職員が利用するグループウェアに保存・掲載することで、学校宛ての送付文書を減らす仕組みを導入する。

	次に「チーム学校の推進」では、新たに、教職の魅力化促進と、なり手の確保を項目として掲げ、令和7年度採用の教員採用試験の前倒しなどに取り組んでいく。 次に、2「ハラスメントやメンタル不調等」について、全職員向けのハラスメント防止研修を引き続き実施していくほか、新たに専用メールフォームでの相談受付を行う。 次に、3「働きやすい環境づくり」の関係について、管理職だけでなく学校内でリーダー的存在となっている職員に対象を拡大しマネジメント能力の向上を図っていくほか、「学校の指導・運営体制の強化・充実」として、自ら学び続ける教職員の支援などを行っていく。また、村上委員からご意見をいただいた部分について、新たに職場の良好な人間関係を築くため、全職員向けに職員間のコミュニケーション等に関する職場研修を実施していく。 次に4「市町村教育委員会の取組に向けた支援・働きかけ」について、重点項目として、休日部活動の段階的な地域移行に向けた支援や、全ての市町村教育委員会が教職員の業務量を適切に管理するよう、①の客観的手段による勤務時間の把握などに取り組むよう引き続き促していく。 次に「県の財政的支援や県事業による支援」について、スクール・サポート・スタッフ配置の財政支援を拡充するほか、新たに不登校対応学習指導員の配置支援を行っていく。打江委員からご意見いただいた部分について、教員だけでなくさまざまな職種が集まって、学校がチームとして機能するよう支援していくため、「チーム学校の推進のための人材配置支援」に表現を改めている。また、教員採用試験の前倒しや、新規採用教員への奨学金返還支援など、教職の魅力化促進となり手の確保を図っていく。 このほか、ガイドラインに基づき、休日の中学校部活動の地域クラブ活動等への円滑な移行に向け、部活動指導者の育成支援などを行っていく。
竹 中 委 員	ここで言う「勤務時間」とは、「学校にいる時間」を指しているのか。
教 育 管 理 課 長	学校における勤務時間を「時間外在校等時間」というように整理をしている。勤務時間外に学校にいたり、部活動の指導で学校外にいたりする場合等が「時間外在校等時間」に該当する。
竹 中 委 員	パソコンやタブレットを学校から持ち帰ることができるのであれば自宅で仕事ができるようになると思うが、そうしたパソコン等の管理はどのようになっているか。
教 育 管 理 課 長	学校では、パソコンやタブレット等を持ち出さないようにしている。持ち出す場合には、所属長の許可を得ることとなっている。また、持ち帰って仕事をするものがないように研修等で先生方にお伝えしている。
野 原 委 員	データの紛失や漏洩などがないよう注意していかなければならない。
教 育 管 理 課 長	こうした事案に対しては、校長会等で、随時啓発していく必要がある。
打 江 委 員	「時間外在校等時間」を管理するのは本人か。
教 育 管 理 課 長	部活動指導など、学校以外の場所にいる場面が多いため、本人がスマートフォンの勤怠管理システムに入力し管理している。
打 江 委 員	管理職等は、各職員の状況を把握できるようになっているのか。
教 育 管 理 課 長	管理職が、職員の状況を把握することは可能である。45 時間を超えそうな職員に対しては、できるだけ早めに声かけ、時間外在校等時間が増えないようにしている。
教 育 長	議第9号について、挙手により採決する。

教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告（政策）（1） 岐阜県立高等学校の活性化に関する検討まとめ	
教 育 総 務 課 長	検討まとめは、県立高等学校活性化計画策定委員会から提出された「審議まとめ」を受け、平成 28 年度以降、ふるさと教育など県立高校活性化に向けた取組内容などを取りまとめ、年度ごとに発表してきたものである。 4 ページ以降は、全 63 校ある県立高校で行われているふるさと教育の取組内容と、成果、課題を事業ごとに整理をして記載している。そのうち、「地域連携による活力ある高校づくり推進事業」については、平成 28 年度より活性化計画策定委員会で示された再編統合検討対象校の全 19 校を 2 グループに分け取り組んできたが、来年度より、事業対象校を再整理することから、これまで行ってきた 8 年間の取組みを総括する報告とさせていただく。 12 ページには、地域の評価の高まり、県内就職率の上昇、生徒評価の上昇、学科改編やコースの見直し等、本事業の具体的な成果を記している。一方課題として、定員充足率や高校設置市郡からの入学率に変化がないこと等が挙げられる。しかしながら、平成 28 年度から実施してきた本事業の取組により、地域と学校の垣根が低くなり、地域と学校が一体となった教育活動が定着したこと自体が、高校の活性化に大きな効果を生んだものと捉えている。 13 ページ以降は、地域課題探究型学習推進事業など、各県立高校の特性に合わせた事業の取組みを記載している。 35 ページは、これまでの 6 事業を 5 事業に再整理し、対象校を見直した上で、引き続きすべての県立高校の特性を生かした教育を実施していくことを示した、来年度以降の全体像となっている。 最後に、平成 28 年度以降 8 年間、次年度以降の活性化策を示す役割を担ってきた検討まとめであるが、来年度からは、第 4 次岐阜県教育振興基本計画を進めるにあたり、令和 11 年以降の大幅な生徒減少期を見据えた、県立高校全体のあり方の検討に着手して参りたいと考えている。このため、今年度をもって検討まとめは、一旦休止とさせていただきたい。今後は、県立高校のあり方についての具体的な検討を進めていくとともに、引き続き必要に応じて、学科改編等の検討を行いながら、第 4 次教育振興基本計画の重点施策としても位置付けている「ふるさと教育」を展開することで、地域に開かれた活力と魅力ある学校づくりを推進していこうと考えている。 なお、この検討まとめについては、本日の臨時教育委員会でご報告をさせていただいた後、県のホームページへ掲載し、公表したいと考えている。
打 江 委 員	先日、地元にある高校の職業科の発表会に参加したが、質の高い専門的な学びに大変感銘を受けた。地元の企業や地域の方々とのつながりを通して課題を解決していく取組みは、生徒にとって地域を知ることにつながり、企業や地域住民にとっては活性化につながる。今後、このような高校の取組みを地域に広めていけるとよい。
教 育 総 務 課 長	ご指摘のとおり、取組みを広く地域の方に知っていただくことは、とても大切なことだと考える。来年度、ふるさと教育をより一層進めていくわけであるが、広報活動にも力を入れながら、より一層地域と一体となった教育活動を推進し、地域の方にその学校のよさを知っていただけるようにしていきたい。ご指導の程、宜しくお願い申し上げます。
事務局報告（政策）（2） いじめ重大事態調査報告 公表ガイドラインの改訂について	
学 校 安 全 課 長	現在の公表ガイドラインは令和 4 年 4 月に策定し、定例教育委員会においても説明申し上げたところである。今年度、被害児童生徒・保護者の意向を踏まえ、公表ガイドラインに則り県立学校 2 件のいじめ重大事態調査報告書概要版を公表した。一方、岐阜県いじめ防止等対策審議会からは、調査報告書の公表にあたり、被害側・加害側及び報道機関に誤解が生じることなくスムーズに公開業務を執行できるよう、現状に沿って公表

	ガイドラインの不断の見直しを図るよう求められていた。 この度、審議会からの提言を受け、複数の弁護士並びに有識者の方々にご支援を賜りながら、法律的な解釈の部分も含め文言のチェックをしていただき、公表ガイドラインを改訂した。また、岐阜県いじめ防止等対策審議会でも了承を受けた。 資料 1-1 は変更箇所の一覧となっている。本日は 3 つ変更点について簡単に報告する。1 点目は、被害側の要望により加害側への聴き取りを実施しない方で、さらに、重大事態調査を行っていること自体も伏せたまま調査した場合、加害者側の弁明の場が設けられていないため、報告書公開後にさまざまな弊害が生じる可能性があることを、被害者側に事前にご理解していただくために、下線部の文言を追加したものである。 2 点目は、記者への資料提供について、実際に記者・報道へ提供する資料は県教委ホームページに公表資料として掲載する調査報告書概要版と全く同じものになる。「記者への資料提供」という表現により、「公表資料以外の詳細な資料が提供されるのではないか」という誤解を招かぬよう配慮し削除することとなった。しかし、公表する場合は、今年度同様、関連する教育委員会会議後、ホームページでの公表予定日や公表期間等の情報を公表前に報道関係者に引き続き提供する予定である。 3 点目は、学校や地域、被害者や加害者が特定されることを防ぐために、第三者委員会の構成については分野と人数のみを明記するというものである。ただし、県いじめ防止等対策審議会で調査する場合は、委員の名前が公開されても、調査対象の学校や地域、被害者や加害者が特定される可能性が少ないため、教育委員会のホームページにこれまでどおり名簿は常時掲載することとする。
事務局報告（その他）(1) 岐阜県における全国レベルの表彰について	
教 育 総 務 課 長	「第 3 回 全国やきもの甲子園」において、多治見工業高校 3 年の森下胡桃さんが最優秀賞を受賞された。県内の出品者が最優秀賞に輝くのは初めてのことである。次に、「CG-ARTS 検定（個人）CG クリエイター検定ベーシック」において、岐阜各務野高校 1 年の川崎未夢さんが文部科学大臣賞を、団体の部で岐阜各務野高校情報科のみなさんが、同じく文部科学大臣賞を受賞された。本検定における「文部科学大臣賞」は、極めて優秀な成績を収めた個人（各検定 1 名）と団体（4 部門）に対して大臣より贈られるものである。最後に、「第 26 回 学校華道インターネット花展」において、大垣東高校 3 年の岡部莉子さんが、県内で初めて最優秀賞を受賞された。
事務局報告（その他）(2) 令和 6 年度 教育委員行事予定表について	
教 育 総 務 課 長	令和 6 年度の定例教育委員会会議の日程調整にご協力いただき感謝申し上げます。定例教育委員会会議においては、総合教育会議と同時開催となる 6 月及び 2 月以外は確定したので、予定の確保をお願いしたい。なお、今後、都合が付かなくなる日もあるかと思うが、3 ヶ月ごとにご都合を確認するので、変更が生じた場合には、その都度お知らせ願いたい。 また、定例教育委員会以外にも、ご出席をお願いしたい用務があるが、4 月以降、順次、日程を調整させていただきたい。
報第 1 号 職員の表彰について（年度途中退職教職員の表彰）	
職員の表彰について諮り、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第 3 号 職員の表彰について（年度末退職教職員の表彰）	
職員の表彰について諮り、議決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	

議第 1 号 令和 6 年度定期人事異動について
令和 6 年度定期人事異動について諮り、議決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。
議第 10 号 教職員の懲戒処分について
教職員の懲戒処分について諮り、議決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。
閉会
16 時 00 分、閉会を宣言する。